

答弁書第一号

内閣参質七七第一号

昭和五十一年二月六日

内閣総理大臣 三木武夫

参議院議長 河野謙三殿

参議院議員喜屋武真榮君提出沖繩県の復帰前の民間車検所(指定検査人)の取扱いに関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖繩県の復帰前の民間車検所（指定検査人）の取扱いに
関する質問に対する答弁書

一、及び二、について

一、の前段については、いずれも転廃業の円滑な実施等に資する趣旨で行つたものである。

一、の後段及び二、については、復帰後二年間の経過措置を設けること、指定自動車整備事業者の事業場の自動車検査員となることができる資格を与えること等の措置を採ることにより、指定検査人の転廃業の円滑な実施等を図ることができると考えたからであり、当該措置については、できる限り要望も取り入れつつ決定したものである。